

1 調達協議・調達・発注について

(1) 情報システムの調達協議・調達・発注の概要

ここでは、調達(発注)計画書を作成し、情報システムの調達を実施します。

調達(発注)計画書の作成にあたっては、調達内容、業者選定方法、契約形態等を明確にするとともに、最小の経費で最大の効果を得るため、競争原理を十分に働きかせることを重視してください。

調達(発注)を実施するにあたり、調達(発注)計画の妥当性について、「大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程」第 11 条に基づく調達協議で最高情報統括責任者の承認を受けます。

2 調達協議・調達・発注 作業事項

(1) 調達(発注)計画策定

① 目的

調達内容、業者選定方法、調達費用等を明らかにし、調達(発注)に係る計画書として取りまとめます。

② 実施事項

(a) 次の記載要領に従い調達(発注)計画書を作成します。

<調達(発注)計画書の主な項目に係る記載要領>

項目	記述内容
方針協議(7条)からの変更	方針協議時から方針等の変更がある場合、方針協議で提出した「基本方針書」を赤字見え消しで修正し、別添してください。
サーバが接続するネットワーク	利用するサーバが接続するネットワークを選択してください。 (非公開) ・IaaS・PaaS・SaaS の場合は、「サービス提供業者ネットワーク」を選択してください。
インターネットの利用	インターネット(非公開)の利用の有無を選択してください。
利用端末	利用する端末を選択してください。 なお、業務専用端末の場合は、接続するネットワークの有無を選択ください。また、「有」の場合はネットワーク名を記載ください。
データ連携	データ連携するシステムがある場合はチェックをつけてください。あわせてデータ連携方法についても該当するものにチェックをつけてください。 ・電子記録媒体:USB メモリ等の媒体を用いてデータを連携するもの。 ・API 連携:API を利用し、各システムと直接データ連携するもの。 ・ファイル連携(FTP等):各システムを直接つなぎ合わせるのではなく、間にファイルを経由して連携を行うもの。
業者選定方法	調達協議の対象となる調達について、調達内容と業者選定方法を記載してください。経済性に留意するとともに、競争性、透明性、公正性を確保するような方法となるようにしてください。 なお、本項「(2)調達準備 ①目的」にも記載のとおり、本市では、業務委託契約のうち情報システムの調達に関して、国に準じて予定価格が 80 万 SDR(2024 年 4 月現在 1 億 4,000 万円)以上の案件については総合評価落札方式による調達を基本としておりますのでご留意ください。

項目	記述内容
資格要件等	入札実施時で、通例的な資格要件以外の要件を設定する場合は記載してください。 また、その他協議にあたって必要な事項がある場合は記載してください。（他の調達との関連や、調達時期の制約等がある場合）
システム規模	本協議における予定価格について、該当するものにチェックをつけてください。なお、第1章2ページに記載のとおり、システム規模により協議を行うタイミングが異なりますのでご注意ください。
今後の予定	業者契約予定年月日、システム利用開始年月日、システム利用終了年月日、次期方針協議実施年度について記載してください。 ・業者契約予定年月日：本調達の契約を行う予定年月日。 調達後は「調達結果報告書」により最高情報統括責任者に報告してください。 ・システム利用開始年月日：本調達後、実際にシステムが公開・利用される年月日。 ・システム利用終了年月日：本調達における契約・利用期間が終了する年月日。 ・次期方針協議実施年度：次期システムについて方針の検討・協議を行う年度。 システム規模により協議をおこなうタイミングが異なりますので、第1章2ページを参考してください。

＜調達（発注）計画書とあわせて提出が必要な関係書類＞

- ・ 経費の見込額一覧表
- ・ 見込額の元となる見積書等積算資料
- ・ 調達仕様書

なお、調達において SLA を検討する場合は、「大阪市 ICT 調達における SLA ガイドライン」を参照してください。

(2) 調達準備

① 目的

入札業者が入札金額を正しく算出できるよう発注内容を明確にします。また、入札を行う場合は、入札説明書等を作成し、入札の準備を行います。

なお、本市では、業務委託契約のうち情報システムの調達に関して、国に準じて予定価格が80万SDR(2024年4月現在 1億4,000万円)以上の案件については総合評価落札方式による調達を基本とします。総合評価落札方式により調達を実施する場合は、契約管財局の「大阪市業務委託総合評価落札方式運用ガイドライン」及び「RFI及び総合評価落札方式による情報システム調達時の留意事項」をご確認のうえ、提案書記載依頼事項や落札者決定基準についても作成してください。

② 実施事項

(a) 入札関連資料の作成

入札を行う場合は、入札に必要となる入札説明書や契約書(案)等を作成します。

(b) 調達仕様書の作成

本市の要求事項をまとめ調達仕様書として作成します。

別添の構成例や本市サンプル等を参考にしてシステム規模や構成、内容に応じて項目の追加、削除を行なながら仕様書を作成してください。仕様書には、「大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程」及び「情報セキュリティ管理規程」並びにそれらの関連要綱、基準及びガイドライン等のうち、システム開発等に適用される各文書を遵守することを記載してください。

なお、機器の仕様書は開発業者の提示する基盤設計書等を基に、開発業者と十分に調整の上、要求する仕様を固め記述します。ただし、特定業者が有利にならないもので複数社の履行が可能かどうかの確認が必要です。

※調達仕様書のサンプルは、デジタル統括室所属サイトに提示していますのでダウンロードしてご利用ください。

(3) 調達(発注)計画承認審査

① 目的

「大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程」第 11 条に基づく調達協議で、最高情報統括責任者が調達(発注)計画について仕様内容の適切性、調達費用の妥当性等について審査します。

② 実施事項

- (a) 調達(発注)計画書及び関係書類を揃えて、デジタル統括室に提出します。
- (b) デジタル統括室において内部審査を行い、調達(発注)計画書に記載された事項の内容確認を行います。この審査は通常2週間程度の期間を要します。
- (c) 不明点や不足事項について、デジタル統括室より確認、資料補足が求められることがあります。この場合は、必要とされる書類や内容の精査を行い、内容充実を図った改訂資料を提出します。
- (d) 最高情報統括責任者が審査を行い、審査結果を情報統括責任者に通知します。なお、当該承認に係る調達をしたときは、その結果を「調達結果報告書」により最高情報統括責任者に報告してください。

(4) 入札又は随意契約(業務委託の場合)

① 目的

受注業者を公平な立場で決定します。「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」により、予定価格が 20 万 SDR(3,600 万円)以上の案件については WTO ルールに従うことが求められる点に十分に留意してください。

また、総合評価落札方式により調達を実施する場合は、本章「2 調達協議・調達・発注作業事項 (2)調達準備」に記載のとおり、契約管財局の「大阪市業務委託総合評価落札方式運用ガイドライン」及び「RFI 及び総合評価落札方式による情報システム調達時の留意事項」をご確認ください。なお、業務委託契約における再委託の取扱いについては、契約管財局長・デジタル統括室長から「業務委託契約における再委託の取扱いについて(通知)」により通知されていますので、こちらについてもご確認ください。

MEMO

総合評価落札方式の場合は、プロジェクトの遂行可能な体制づくりを進めるため、業者やプロジェクトリーダーのみではなく、実際に業務を担当するチームリーダークラスの経歴も確認・評価する必要があります。また、価格競争の場合は、業者の能力を必須条件として求めるのであれば要件として仕様書に記載が必要となります。

(記載例)

ア. プロジェクト責任者

- ・本業務に関して責任を負う者。
- ・▲▲業務の経験年数が●年以上の者。
- ・中核市以上の地方自治体で、類似する情報システムの開発や運用の管理経験を有すること。
- ・情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者、又は PMP(ピーエムピー、プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル、Project Management Professional)の資格保有者。

イ. 開発リーダ

- ・本業務のうち、業務実施に当たっての実務上の中心的存在になる者。
- ・▲▲業務の経験年数が●年以上の者。
- ・中核市以上の地方自治体で、類似する情報システムの開発や運用の業務経験を有すること。

MEMO

「令和5年度発注業務委託の共通入札参加資格及び令和5年度発注物品買入等の共通入札参加資格について（送付）」により、機器調達において登録種目が「158:情報処理用機器」であるものについては、共通参加資格が設定されました。

なお、年度ごとに共通資格審査会が開催され、該当する年度の共通参加資格が決定・通知される予定です。共通参加資格で対応可能かどうかを所属で精査したうえで調達してください。

MEMO

情報システムにおける機器調達の仕様要件は、競争性確保の観点から、一定の汎用性をもたすこととしています。しかしながら、情報システムは汎用品の組み合わせにより構成されることから、それぞれの機器が仕様要件を満たしても、その組み合わせによってはシステムの稼働に支障が生じることも想定されます。

そのため、納入予定物品の組み合わせが、システム開発業務におけるハードウェア設計において想定していたサーバ構成等に適合するかをあらかじめ確認しておくことで、情報システムの安定稼働を担保する必要がある場合（後述のガイドラインで定義される条件を必要性判断の参考にしてください。）には、入札参加資格要件として、納入予定物品の諸元書を提出させることも一つの方法です。

ただし、入札参加資格要件として設定する場合には、その必要性について、各所属で契約管財局との協議が必要になります。また、調達案件の予算金額によつては、契約管財局が所管する「物品買入等契約業者資格審査委員会」において、入札参加資格要件とその必要性について、調査・審議する対象となります。（詳しくは「物品契約事務処理要領」を参照）

国の情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン

<参考>

- ・システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの
- ・技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの
- ・制度・業務の見直し等に伴う頻繁な機能改修を伴うもの
- ・大規模なプロジェクトで多人数の要員への高度な統制力が必要なもの
- ・連携、統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するもの